

## 北秋田市訪問看護師等奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北秋田市訪問看護師等奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条及び第3条に規定された北秋田市訪問看護師等奨励金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助等の要件等)

第2条 奨励金の要件については、次に定めるとおりとする。

- (1) 要綱第2条に規定された対象者は、訪問看護ステーションに勤務し訪問業務を行う有資格者の職員とする。
- (2) 要綱第3条に規定された奨励金の交付額については、要綱制定年度に限り、すでに継続して勤務している職員にも、新規採用加算額を加算することとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。